

正誤表（法令の改正に伴う変更など）

「MEの基礎知識と安全管理（第7版）第2刷」

「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き（改訂版）」（令和3年7月）の公表に伴いまして、該当箇所を変更後の記載に訂正してご覧いただきますようお願い申し上げます。84頁の誤植訂正と併せてよろしく願います。

頁	該当箇所	7版2刷の記載	変更後の記載
81	表 5-15	表 5-15 特定機能病院で研修が必要な医療機器 ・人工心肺装置および補助循環装置 ・人工呼吸器 ・血液浄化装置 ・除細動装置（自動体外式除細動器：AED を除く） ・閉鎖式保育器 ・CT エックス線装置（医用 X 線 CT 装置） ・診療用高エネルギー放射線発生装置（直線加速器等） ・診療用粒子線照射装置 ・診療用放射線照射装置（ガンマナイフ等） ・磁気共鳴画像診断装置（MRI 装置）	表 5-15 定期研修と保守点検計画の策定対象の医療機器 ◆特定機能病院の定期研修対象として含まれる機器 ・人工心肺装置および補助循環装置 ・人工呼吸器 ・血液浄化装置 ・除細動装置（自動体外式除細動器（AED）を除く） ・閉鎖式保育器 ・診療用高エネルギー放射線発生装置（直線加速器等） ・診療用粒子線照射装置 ・診療用放射線照射装置（ガンマナイフ等） ◆保守点検が必要と考えられる機器（上記に2点追加） ・X線CT装置（医用X線CT装置） ・磁気共鳴画像診断装置（MRI装置）
81	表 5-16	（現在は表の下に注なし）	（以下の注を表の下に追加） 「医療機関における生命維持管理装置等および放射線関連機器等検の指針」 ²⁾ も参照。
81	本文 11 行目 ～13 行目	（現在の文章） なお、CT・MRI 装置については、厚生労働行政推進調査「中小医療機関向け医療機器保守点検のあり方に関する研究班」による「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」 ²⁾ を踏まえて保守点検の記録を行う。	（差し替え文章） なお、保守点検の記録は、厚生労働行政推進調査「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」による「医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針」 ²⁾ および「医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針」 ²⁾ も踏まえて行う。
84	本文 7 行目 ～8 行目	（現在の文章） $R_2=1\text{ k}\Omega$ は人体の代表抵抗値を模擬している ¹⁾ 。 R_1 と C_1 は、遮断周波数1kHzの低域フィルタを構成しており、「人体の電撃に対する周波数特性 ¹⁾ 」を模擬している。	（訂正内容） 2カ所の肩付き数字文献番号 1) を 3) に変更
398	第 5 章 IV	（現在の文章） 1) 厚生労働省：医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針，厚生労働行政推進調査事業，平成 30 年 3 月 2) 厚生労働省：医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について，医政地発 0612 第 1 号，医政経発 0612 第 1 号，平成 30 年 6 月 12 日	（差し替え文章） 1) 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について，医政総発 0708 第 1 号，医政地発 0708 第 1 号，医政経発 0708 第 2 号，令和 3 年 7 月 8 日 2) 「医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針」，「医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針」，平成 31～令和 2 年度厚生労働行政推進調査「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」，研究代表者 菊地 眞。